

事業評価シート

担当課・室長：地球温暖化対策課長

事業名	地球温暖化対策推進法に基づく施策の着実な推進
上位施策名	地球温暖化対策
1 事業の概要	<p>地球温暖化対策推進法の制定により、平成 11 年 4 月に策定された「地球温暖化対策に関する基本方針」を基に、</p> <p>政府の実行計画を策定し、毎年、実行計画の実施状況を取りまとめ、公表する。 地方公共団体の実行計画の策定状況を把握し、それを集約し評価する。 地球温暖化防止活動推進員の委嘱、地球温暖化防止活動推進センターの指定を推進する。 事業者の自主的取組を促進する。</p>
2 進捗状況	<p>について 実行計画策定のための基礎調査終了。当該調査を踏まえ、実行計画を策定する。(8月終了予定)</p> <p>について 平成 11 年度に策定支援マニュアルと排出量算定方法ガイドラインを全自治体に送付して支援を行った。 平成 12 年度の計画策定実績は、40 都道府県、412 市区町村で策定済み。(出典：中央環境審議会 第 4 回国内制度小委員会 資料 2 - 3)</p> <p>について 推進員は 12 都道府県で委嘱済み。 センターは 9 都道府県で指定済み。</p> <p>について 事業者の一部はいち早く地球温暖化対策に取り組み、着実に成果をあげているが、事業者全体で見ると中小企業を中心としてその対策はまだ途上段階。</p>
3 評価	<p>政府の実行計画については基礎調査を終えているところであるが、何よりも優先して、至急、政府の実行計画を策定する必要がある。</p> <p>地方公共団体の実行計画については、既にかかなりの都道府県が策定済みであることから、現行のマニュアル及びガイドラインは、都道府県レベルでは一定の効果を上げているものと考えられるが、その一方、市区町村への浸透が芳しくないため、市区町村レベルに的を絞った推進方を検討する必要がある。</p> <p>推進員の委嘱及びセンターの指定は低水準にとどまっているため、委嘱済みの推進員の活動事例や指定済みの都道府県センターにおける取組事例の提供など、これらの取組が未実施である都道府県等に対して多様な情報提供の推進を図る必要がある。</p> <p>事業者全体で更に努力を講じることが望まれることから、先進的取組みを収集・評価するとともに、事業者マニュアルの充実を図る等の必要がある。</p>
4 予算事項名	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法施行推進経費 ・事業者に対する自主的取組促進経費
5 対応副施策等	